

日本 GI（性別不合）学会 手術に係わる認定施設基準

2018 年 3 月 9 日作成

2024 年 8 月 14 日改定

日本 GI（性別不合）学会では、性別不合診療，特に，手術療法を安全かつ有効に実施可能であると考えられる施設の基準を示し，その条件を満たす施設を認定する。

認定施設においては，日本 GI（性別不合）学会認定医を中心としたチームにより，安全性，医療技術，倫理観などの点で常に高いレベルを保ち，医療や社会の変化に対応した診療を適切に行うとともに，医療スタッフを育成する役割を果たすことが求められる。

認定施設基準

- (1) 形成外科，泌尿器科又は産婦人科を標榜する一般病床 20 床以上を有する病院であること。
- (2) 常勤又は非常勤の日本 GI（性別不合）学会認定医（形成外科，泌尿器科又は産婦人科について 5 年以上の経験を有する医師）が 1 名以上配置されていること。
(注記) 認定医は、実施する手術に応じた専門性を有することが望ましい。
- (3) 性別不合当事者に対する乳房手術，性別適合手術を合わせて 20 例以上実施していること。ただし，当該施設において，形成外科，泌尿器科又は産婦人科について 5 年以上の経験を有し当該手術を合わせて 20 例以上実施した経験を有する日本 GI（性別不合）学会認定医の常勤医が 1 名以上配置されている場合は，この限りではない。
- (4) 日本精神神経学会・日本 GI（性別不合）学会の性別不合診療ガイドラインを遵守して手術が実施されていること。
- (5) (2) の認定医の代表は、当該施設の性別不合の手術に関する診療全般を統括する。
- (6) 当該手術が安全かつ有効に行われていることを明らかにするため，手術を実施する性別不合当事者について，日本 GI（性別不合）学会の登録システムに登録を行うこと。